

令和 6 年 2 月 2 日
国 官 人 第 1848 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日時点で「満 50 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 5 月 9 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 2 月 14 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 2 月 14 日から令和 6 年 5 月 2 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 2 月 14 日（水）10 時から令和 6 年 5 月 2 日（木）17 時まで

（約 2 か月半）

※メールによる提出は令和 6 年 5 月 2 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 5 月 2 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年2月28日（水）から令和6年5月9日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

国官人第 1 4 1 5 号
令和 5 年 1 2 月 4 日

国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

（1）応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。

（2）令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 45 歳以上」であること。

※昭和 54 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

（3）国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 6 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和 5 年 12 月 11 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 11 日から令和 6 年 1 月 5 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 5 年 12 月 11 日（月）午前 10 時から令和 6 年 1 月 5 日（金）午後 5 時まで
（16 勤務日、26 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 1 月 5 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和 6 年 1 月 5 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）から 令和6年4月1日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和6年2月20日（火）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

E メールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

E メールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 国土技術政策総合研究所付
 - ② 国土技術政策総合研究所の各部・センター付又は国土技術政策総合研究所各部・センターの各課室付
- (2) 令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 45 歳以上」であること。
※昭和 54 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和 6 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和 6 年 3 月 31 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 3 月 31 日から令和 6 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 3 月 29 日（金）午前 10 時から令和 6 年 4 月 1 日（月）午後 5 時まで（3 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 31 日（日）から令和 6 年 4 月 7 日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地

E メールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

E メールアドレス：

国官人第 1 4 1 7 号
令和 5 年 11 月 16 日

国土交通省（東北地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
 - (2) 令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 5 年 12 月 4 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 4 日から令和 5 年 12 月 15 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 5 年 12 月 4 日（月）午前 10 時から令和 5 年 12 月 15 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 5 年 12 月 15 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和5年12月15日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和6年4月1日（月）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和6年2月13日（火）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

E メールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

E メールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日の時点で、東北地方整備局の職員のうち、東北地方整備局付、東北地方整備局の各部付又は東北地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 4 月 1 日（月）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

E メールアドレス：

国 官 人 第 1418 号
令和 5 年 11 月 16 日

国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
- (2) 令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 5 年 12 月 4 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 4 日から令和 5 年 12 月 15 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 5 年 12 月 4 日（月）午前 10 時から令和 5 年 12 月 15 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 5 年 12 月 15 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和 5 年 12 月 15 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和 6 年 4 月 1 日（月）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和 6 年 2 月 13 日（火）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館

電 話：

E メールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-5 7

横浜第 2 合同庁舎

電 話：

E メールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日の時点で、関東地方整備局の職員のうち、関東地方整備局付、関東地方整備局の各部付又は関東地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 4 月 1 日（月）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-5 7
横浜第 2 合同庁舎

電 話：

E メールアドレス：

国 官 人 第 1424 号
令和 5 年 11 月 16 日

国土交通省（九州地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
 - (2) 令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 5 年 12 月 4 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 4 日から令和 5 年 12 月 15 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 5 年 12 月 4 日（月）午前 10 時から令和 5 年 12 月 15 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 5 年 12 月 15 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和5年12月15日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和6年4月1日（月）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和6年2月13日（火）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

E メールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

E メールアドレス：

住 所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第二合同庁舎

電 話：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日の時点で、九州地方整備局の職員のうち、九州地方整備局付、九州地方整備局の各部付又は九州地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 6 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 4 月 1 日（月）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

E メールアドレス :

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

E メールアドレス :

住 所 : 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7
福岡第二合同庁舎

電 話 :

国官人第 1425 号
令和 5 年 11 月 16 日

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
 - (2) 令和 6 年 4 月 1 日時点で、事務官にあつては「満 45 歳以上」、技官にあつては「満 55 歳以上」であること。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 5 年 12 月 4 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 12 月 4 日から令和 5 年 12 月 15 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であつて、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 5 年 12 月 4 日（月）10 時から令和 5 年 12 月 15 日（金）17 時まで
(約 2 週間)

※メールによる提出は令和 5 年 12 月 15 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和5年12月15日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）又は令和6年4月1日（月）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和6年2月13日（火）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職した日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課 (TEL XXXXXXXXXX)

人事課長 XXXXXXXXXX

人事企画官 XXXXXXXXXX

Eメール: XXXXXXXXXX

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること（行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）。

①北海道開発局付

②北海道開発局の各部付又は北海道開発局各部の各課付

③北海道開発局の各開発建設部付

- (2) 令和 6 年 4 月 1 日時点で、事務官にあつては「満 45 歳以上」、技官にあつては「満 55 歳以上」であること。

- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 6 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和 6 年 3 月 31 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 3 月 31 日から令和 6 年 4 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であつて、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 3 月 31 日（日）10 時から令和 6 年 4 月 1 日（月）17 時まで

（2 日間）

※メールによる提出は令和 6 年 4 月 1 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）から令和6年4月8日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」にメール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね5日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」にメール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職した日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課 (TEL XXXXXXXXXX)

人事課長 XXXXXXXXXX

人事企画官 XXXXXXXXXX

Eメール: XXXXXXXXXX

令和5年11月15日
国官人第1427号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している職員であること。
 - (2) 令和6年3月31日時点において「満55歳以上」であること。
※昭和44年4月1日生まれ of 職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和6年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和5年12月4日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年12月4日から令和5年12月15日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額 of 割増し of 対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和5年12月 4日（月）午前10時から

令和5年12月15日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は令和5年12月15日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和5年12月15日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）又は令和6年4月1日（月）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和6年2月16日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

（応募先）

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、関東運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 関東運輸局付

② 関東運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 関東運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 6 年 3 月 31 日時点において「満 55 歳以上」であること。

※昭和 44 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和 6 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④ 令和 6 年 3 月 31 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 3 月 31 日から令和 6 年 4 月 1 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額の前増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 3 月 31 日（日）午前 10 時から

令和 6 年 4 月 1 日（月）午後 5 時まで （2 日間）

※メールによる提出は令和 6 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 31 日（日）から令和 6 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話:

Eメール:

(応募先)

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話:

Eメール:

令和 5 年 1 1 月 1 5 日
国 官 人 第 1 4 3 1 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局に所属している職員であること。
 - (2) 令和 6 年 3 月 3 1 日時点において「満 5 0 歳以上」であること。
※昭和 4 9 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 5 年 1 2 月 4 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 1 2 月 4 日から令和 5 年 1 2 月 1 5 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であって、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 5 年 1 2 月 4 日（月）午前 1 0 時から

令和 5 年 1 2 月 1 5 日（金）午後 5 時まで （約 2 週間）

※メールによる提出は令和 5 年 1 2 月 1 5 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 5 年 1 2 月 1 5 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）又は令和6年4月1日（月）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和6年2月16日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

近畿運輸局総務部人事課長補佐

電話：

Eメール：

（応募先）

近畿運輸局総務部人事課長

〒540-8558

大阪府中央区大手前4丁目1番76号

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、近畿運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 近畿運輸局付
- ② 近畿運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 近畿運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 6 年 3 月 31 日時点において「満 50 歳以上」であること。

※昭和 49 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和 6 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④ 令和 6 年 3 月 31 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 3 月 31 日から令和 6 年 4 月 1 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 3 月 31 日（日）午前 10 時から

令和 6 年 4 月 1 日（月）午後 5 時まで （2 日間）

※メールによる提出は令和 6 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 31 日（日）から令和 6 年 4 月 8 日（月）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長補佐

電話：

Eメール：

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長

〒540-8558

大阪市中央区大手前4丁目1番76号

電話：

Eメール：

令和 6 年 2 月 2 0 日
国 官 人 第 1 9 4 8 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官であること。
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日時点で「満 5 5 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 6 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和 6 年 3 月 1 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 1 5 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であつて、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 3 月 1 日（金）1 0 時から令和 6 年 3 月 1 5 日（金）1 7 時まで

（2 週間）

※メールによる提出は令和 6 年 3 月 1 5 日 1 7 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 3 月 1 5 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）又は令和6年4月1日（月）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課

電 話：

Eメール：

I. 募集②

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官のうち、次のいずれかの官職に就いていること。

①海事局付

②海事局検査測度課付

- (2) 令和6年4月1日時点で「満55歳以上」であること。

- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和6年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和6年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年3月31日から令和6年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年3月31日（日）10時から令和6年4月1日（月）17時まで

（2日間）

※メールによる提出は令和6年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）又は令和6年4月1日（月）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課

電話：

Eメール：

令和 6 年 4 月 26 日
国 官 人 第 153 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日時点で「満 50 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 8 月 9 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 5 月 17 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 5 月 17 日から令和 6 年 8 月 2 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 5 月 17 日（金）10 時から令和 6 年 8 月 2 日（金）17 時まで

（約 2 か月半）

※メールによる提出は令和 6 年 8 月 2 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 8 月 2 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年5月29日（水）から令和6年8月9日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

令和 6 年 7 月 2 9 日
国 官 人 第 8 2 0 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日時点で「満 5 0 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 1 0 月 1 0 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 8 月 1 6 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 8 月 1 6 日から令和 6 年 1 0 月 3 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であって、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 8 月 1 6 日（金）1 0 時から令和 6 年 1 0 月 3 日（木）1 7 時まで

（約 1 か月半）

※メールによる提出は令和 6 年 1 0 月 3 日 1 7 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 1 0 月 3 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年8月29日（木）から令和6年10月10日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

令和 6 年 10 月 30 日

国 官 人 第 1330 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日時点で「満 50 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 2 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 1 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 1 日（水）10 時から令和 7 年 1 月 31 日（金）17 時まで

（約 1 か月半）

※メールによる提出は令和 7 年 1 月 31 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 7 年 1 月 31 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年12月29日（日）から令和7年2月7日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

令和 7 年 2 月 3 日
国官人第 1806 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省本省内部部局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日時点で「満 50 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 5 月 14 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 7 年 2 月 17 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 2 月 17 日から令和 7 年 5 月 7 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 2 月 17 日（月）10 時から令和 7 年 5 月 7 日（水）17 時まで

（約 1 か月半）

※メールによる提出は令和 7 年 5 月 7 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 7 年 5 月 7 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年2月28日（金）から令和7年5月14日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

国土交通省大臣官房人事課

電 話：

Eメール：

国官人第1419号
令和6年12月2日

国土交通省（国土技術政策総合研究所）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

（1）応募の時点で、国土技術政策総合研究所に所属している職員であること。

（2）令和7年3月31日時点で「満45歳以上」であること。

※昭和55年4月1日生まれの職員も含まれる。

（3）国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和7年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和6年12月9日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年12月9日から令和7年1月6日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年12月9日（月）午前10時から令和7年1月6日（月）午後5時まで
（16勤務日、29日間）

※電子メールによる提出は、令和7年1月6日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和7年1月6日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）から 令和7年4月1日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和7年2月20日（木）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール、郵送又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Eメールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土技術政策総合研究所の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。
 - ① 国土技術政策総合研究所付
 - ② 国土技術政策総合研究所の各部・センター付又は国土技術政策総合研究所各部・センターの各課室付
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 45 歳以上」であること。
※昭和 55 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和 7 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和 7 年 3 月 31 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 3 月 31 日から令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 3 月 31 日（月）午前 10 時から令和 7 年 4 月 1 日（火）午後 5 時まで（2 日間）

※電子メールによる提出は、令和 7 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 3 月 31 日（月）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土技術政策総合研究所

（旭・立原庁舎）総務部 人事厚生課長

住 所：〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地

E メールアドレス：

（横須賀庁舎）管理調整部 管理課長

住 所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

E メールアドレス：

国官人第1420号
令和6年11月18日

国土交通省（国土地理院）における早期退職に係る募集実施要項

国土交通大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土地理院に所属している職員であること。
- (2) 令和7年3月31日時点で「満55歳以上」であること。
※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和7年4月1日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和6年12月2日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年12月2日から令和6年12月13日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年12月2日（月）午前10時から令和6年12月13日（金）午後5時まで
（10勤務日、12日間）

※電子メールによる提出は、令和6年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和6年12月13日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和7年2月14日（金）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

国土地理院 総務部 調整官 [REDACTED]
住 所：〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
E メールアドレス： [REDACTED]

国官人第 1421 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（東北地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、東北地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
 - (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 12 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和6年12月13日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎B棟」

電 話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日の時点で、東北地方整備局の職員のうち、東北地方整備局付、東北地方整備局の各部付又は東北地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 7 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 7 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

東北地方整備局 総務部 人事課

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎 B 棟」

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

東北地方整備局 総務部 人事課（港湾空港関係）

住 所：〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 「仙台合同庁舎 B 棟」

電 話：

E メールアドレス：

国官人第 1 4 2 2 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（関東地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、関東地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
 - (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 12 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和6年12月13日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

電 話：

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎

電 話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日の時点で、関東地方整備局の職員のうち、関東地方整備局付、関東地方整備局の各部付又は関東地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 7 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 7 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

関東地方整備局 総務部 総括調整官

住 所：〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-5 7
横浜第 2 合同庁舎

電 話：

E メールアドレス：

国 官 人 第 1423 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（北陸地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北陸地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで

(10 勤務日、12 日間)

※電子メールによる提出は、令和6年12月13日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和6年12月13日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日(火)

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日(金)までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

(1) 本募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

北陸地方整備局 総務部 人事課長

人事企画官

住 所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

美咲合同庁舎1号館

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日の時点で、北陸地方整備局の職員のうち、北陸地方整備局付、北陸地方整備局の各部付又は北陸地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 7 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 7 年 4 月 1 日（火）午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

北陸地方整備局 総務部 人事課長

人事企画官

住 所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1

美咲合同庁舎 1 号館

E メールアドレス：

国 官 人 第 1424 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（中部地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中部地方整備局に所属している職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 12 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和 6 年 12 月 13 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和7年2月14日（金）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中部地方整備局 総務部 人事課 建設専門官

住 所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館

電 話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中部地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住 所：〒460-8517 名古屋市中区丸の内2-1-36
NUP・フジサワ丸の内ビル

電 話：

Eメールアドレス：

国官人第 1 4 2 5 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（近畿地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員を除く。）
 - (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 12 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和 6 年 12 月 13 日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和7年2月14日（金）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
（1）本募集実施要項に適合しない場合
（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員
近畿地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]
住 所：〒540-8586 大阪府中央区大手前 3-1-41
大手前合同庁舎
電 話： [REDACTED]
E メールアドレス： [REDACTED]
- ②港湾空港関係事務に従事する職員
近畿地方整備局 総務部 総括調整官 [REDACTED]
住 所：〒650-0024 神戸府中央区海岸通 29 番地
神戸地方合同庁舎
電 話： [REDACTED]
E メールアドレス： [REDACTED]

国 官 人 第 1426 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（中国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、中国地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
 - (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 12 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和6年12月13日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※令和7年2月14日（金）までに通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり
 - （1）本募集実施要項に適合しない場合
 - （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 建設専門官

住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎2号館

電 話：

Eメールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル13階

電 話：

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日の時点で、中国地方整備局の職員のうち、中国地方整備局付、中国地方整備局の各部付又は中国地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 7 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であつて、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 7 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

中国地方整備局 総務部 建設専門官

住 所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30
広島合同庁舎 2 号館

電 話：

E メールアドレス：

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

中国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住 所：〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15
NTT クレド白島ビル 13 階

電 話：

E メールアドレス：

国 官 人 第 1427 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（四国地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、四国地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 12 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和6年12月13日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

Eメールアドレス：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日の時点で、四国地方整備局の職員のうち、四国地方整備局付、四国地方整備局の各部付又は四国地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 7 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 7 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート 3 番 3 3 号

E メールアドレス： [REDACTED]

- ②港湾空港関係事務に従事する職員

四国地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]

住所：〒760-8554 香川県高松市サンポート 3 番 3 3 号

E メールアドレス： [REDACTED]

国官人第 1428 号
令和 6 年 11 月 18 日

国土交通省（九州地方整備局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、九州地方整備局に所属している職員であること。
（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。）
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
（注）次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時まで
（10 勤務日、12 日間）

※電子メールによる提出は、令和 6 年 12 月 13 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は、令和6年12月13日の消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期日

令和7年4月1日（火）

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）本募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先に郵送、メール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

Eメールアドレス：

②港湾空港関係事務に従事する職員

九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐

Eメールアドレス：

住 所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第二合同庁舎

電 話：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日の時点で、九州地方整備局の職員のうち、九州地方整備局付、九州地方整備局の各部付又は九州地方整備局各部の各課付職員であること。
(一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日時点で「満 55 歳以上」であること。
※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
(注) 次の①～④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 7 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 7 年 4 月 1 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 4 月 1 日（火）午前 10 時から午後 5 時まで（1 日間）

※電子メールによる提出は、令和 7 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 7 日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記提出先にメール又は持参にて提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※応募後 5 日間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は以下のとおり
 - (1) 本募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記提出先にメール又は持参にて提出すること。

6. 本件に関する問合せ先、申請書の提出先

- ①港湾空港関係事務に従事する職員以外の職員
九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
E メールアドレス : [REDACTED]
- ②港湾空港関係事務に従事する職員
九州地方整備局 総務部 人事課 課長補佐 [REDACTED]
E メールアドレス : [REDACTED]

住 所 : 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7
福岡第二合同庁舎

電 話 : [REDACTED]

令和 6 年 4 月 2 6 日
国 官 人 第 1 5 4 号

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
- (2) 事務官にあつては令和 6 年 5 月 2 9 日時点で「満 4 5 歳以上」、技官にあつては令和 7 年 4 月 1 日時点で「満 5 5 歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 6 年 8 月 9 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 5 月 1 7 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 5 月 1 7 日から令和 6 年 8 月 2 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であつて、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 5 月 1 7 日（金） 1 0 時から令和 6 年 8 月 2 日（金） 1 7 時まで
(約 2 か月半)

※メールによる提出は令和 6 年 8 月 2 日 1 7 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 8 月 2 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年5月29日（水）から令和6年8月9日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局 開発監理部 人事課 （TEL ■■■■■）

人事課長 ■■■■■

人事企画官 ■■■■■

Eメール： ■■■■■

国 官 人 第 1429 号
令和 6 年 11 月 15 日

国土交通省（北海道開発局）における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員であること。
(行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)
 - (2) 令和 7 年 4 月 1 日時点で、事務官にあっては「満 45 歳以上」、技官にあっては「満 55 歳以上」であること。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 12 月 2 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 12 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 12 月 2 日（月）10 時から令和 6 年 12 月 13 日（金）17 時まで（約 2 週間）

※メールによる提出は令和 6 年 12 月 13 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 12 月 13 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職した日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意

7. 本件に関する問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 開発監理部 人事課 （TEL [REDACTED]）

人事課長 [REDACTED]

人事企画官 [REDACTED]

Eメール： [REDACTED]

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道開発局に所属している職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

(行政職俸給表（二）の適用を受ける職員を除く。)

①北海道開発局付

②北海道開発局の各部付又は北海道開発局各部の各課付

③北海道開発局の各開発建設部付

- (2) 令和 7 年 4 月 1 日時点で、事務官にあつては「満 45 歳以上」、技官にあつては「満 55 歳以上」であること。

- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 7 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和 7 年 3 月 31 日（募集開始日）において、停職・減給の懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 3 月 31 日から令和 7 年 4 月 1 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であつて、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 3 月 31 日（月）10 時から令和 7 年 4 月 1 日（火）17 時まで（2 日間）

※メールによる提出は令和 7 年 4 月 1 日 17 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 3 月 31 日（月）から令和 7 年 4 月 8 日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問合せ先」にメール又は持参で提出すること。
- ②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
※応募の受付後、概ね5日以内に通知する予定
※不認定になる場合は以下のとおり。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問合せ先」にメール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職した日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意

7. 本件に関する問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局 開発監理部 人事課 (TEL [REDACTED])
人事課長 [REDACTED]
人事企画官 [REDACTED]
Eメール: [REDACTED]

令和 6 年 1 1 月 1 5 日
国 官 人 第 1 4 3 0 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、北海道運輸局に所属している職員であること。（但し、国土交通技官を除く）
 - (2) 令和 7 年 3 月 3 1 日時点において「満 5 5 歳以上」であること。
※昭和 4 5 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 1 2 月 9 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 1 2 月 9 日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であって、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 1 2 月 9 日（月）午前 1 0 時から

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）午後 5 時まで （約 2 週間）

※メールによる提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、北海道運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに北海道運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

北海道運輸局総務部人事課

電話：

Eメール

（応募先）

北海道運輸局総務部人事課長

〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、北海道運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。（但し、国土交通技官を除く）

- ① 北海道運輸局付
- ② 北海道運輸局総務部付
- ③ 北海道運輸局総務部人事課付

(2) 令和7年3月31日時点において「満55歳以上」であること。

※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和7年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④ 令和7年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年3月31日から令和7年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額の前増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和7年3月31日（月）午前10時から

令和7年4月 1日（火）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は令和7年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月8日（火）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、北海道運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに北海道運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

北海道運輸局総務部人事課

電話:

Eメール

(応募先)

北海道運輸局総務部人事課長

〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

電話:

Eメール:

令和 6 年 1 1 月 1 5 日
国 官 人 第 1 4 3 1 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、関東運輸局に所属している職員であること。
 - (2) 令和 7 年 3 月 3 1 日時点において「満 5 5 歳以上」であること。
※昭和 4 5 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 1 2 月 9 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 1 2 月 9 日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であって、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 1 2 月 9 日（月）午前 1 0 時から

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）午後 5 時まで（約 2 週間）

※メールによる提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

（応募先）

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、関東運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 関東運輸局付

② 関東運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 関東運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和7年3月31日時点において「満55歳以上」であること。

※昭和45年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和7年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④ 令和7年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年3月31日から令和7年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和7年3月31日（月）午前10時から

令和7年4月 1日（火）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は令和7年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月8日（火）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、関東運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに関東運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

関東運輸局総務部人事課

電話：

Eメール：

(応募先)

関東運輸局総務部人事課長

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

電話：

Eメール：

令和6年11月15日
国官人第1433号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、北陸信越運輸局に所属している職員であること。
 - (2) 令和7年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和50年4月1日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和7年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和6年12月9日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年12月9日から令和6年12月20日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年12月 9日（月）午前10時から

令和6年12月20日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は令和6年12月20日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和6年12月20日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、北陸信越運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに北陸信越運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

北陸信越運輸局総務部人事課

電話：

人事課長

（Eメール：

人事課長補佐

（Eメール：

（応募先）

北陸信越運輸局総務部人事課長

〒950-8537

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

新潟美咲合同庁舎2号館

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、北陸信越運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

- ① 北陸信越運輸局付
- ② 北陸信越運輸局総務部付又は自動車技術安全部付
- ③ 北陸信越運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和7年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和50年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和7年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- ④ 令和7年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年3月31日から令和7年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和7年3月31日（月）午前10時から

令和7年4月 1日（火）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は令和7年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月8日（火）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、北陸信越運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに北陸信越運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

北陸信越運輸局総務部人事課	電話：	
人事課長		(Eメール：)
人事課長補佐		(Eメール：)

(応募先)

北陸信越運輸局総務部人事課長

〒950-8537

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

新潟美咲合同庁舎2号館

電話：

Eメール：

令和 6 年 1 1 月 1 5 日
国 官 人 第 1 4 3 4 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、近畿運輸局に所属している職員であること。
 - (2) 令和 7 年 3 月 3 1 日時点において「満 5 0 歳以上」であること。
※昭和 5 0 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 1 2 月 9 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 1 2 月 9 日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であって、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 1 2 月 9 日（月）午前 1 0 時から

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）午後 5 時まで （約 2 週間）

※メールによる提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先）

近畿運輸局総務部人事課長補佐

電話：

Eメール：

（応募先）

近畿運輸局総務部人事課長

〒540-8558

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号

電話：

Eメール：

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、近畿運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 近畿運輸局付

② 近畿運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 近畿運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和7年3月31日時点において「満50歳以上」であること。

※昭和50年4月1日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和7年4月8日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④ 令和7年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年3月31日から令和7年4月1日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和7年3月31日（月）午前10時から

令和7年4月 1日（火）午後5時まで （2日間）

※メールによる提出は令和7年4月1日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月8日（火）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第一)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、近畿運輸局総務部人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)を退職すべき期日の前日までに近畿運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

近畿運輸局総務部人事課長補佐

電話:

Eメール:

(応募先)

近畿運輸局総務部人事課長

〒540-8558

大阪府大阪市中心区大手前4丁目1番76号

電話:

Eメール:

令和6年11月15日
国官人第1435号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、神戸運輸監理部に所属している職員であること。
 - (2) 令和7年3月31日時点において「満50歳以上」であること。
※昭和50年4月1日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和7年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和6年12月9日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年12月9日から令和6年12月20日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年12月 9日（月）午前10時から

令和6年12月20日（金）午後5時まで （約2週間）

※メールによる提出は令和6年12月20日午後5時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和6年12月20日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、神戸運輸監理部総務企画部人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに神戸運輸監理部総務企画部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先)

神戸運輸監理部総務企画部人事課長

電話：

Eメール : [REDACTED]

(応募先)

神戸運輸監理部総務企画部人事課長 黒田 隆夫

7650-0042

兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

電話：[REDACTED]

Eメール : [REDACTED]

令和 6 年 1 1 月 1 5 日
国 官 人 第 1 4 3 6 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

- (1) 応募の時点で、中国運輸局に所属している職員であること。
 - (2) 令和 7 年 3 月 3 1 日時点において「満 5 5 歳以上」であること。
※昭和 4 5 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。
 - (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ①非常勤職員
 - ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③令和 7 年 4 月 1 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④令和 6 年 1 2 月 9 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 1 2 月 9 日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者
- ※退職時の俸給月額額の割増しの対象は、「勤続 2 0 年以上」であって、6 0 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 6 年 1 2 月 9 日（月）午前 1 0 時から

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）午後 5 時まで （約 2 週間）

※メールによる提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和 6 年 1 2 月 2 0 日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中国運輸局総務部次長、人事課長に電子メール、郵送又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※令和7年2月14日（金）までに通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し郵送、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

(募集に関する問い合わせ・相談先・提出先)

中国運輸局総務部 次長 ■■■、人事課長 ■■■

電話：[REDACTED]

Eメール [REDACTED]

Ⅱ. 募集②

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的とした、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく早期退職希望者の募集。

1. 募集の対象

下記の要件を全て満たす者

(1) 応募の時点で、中国運輸局の職員のうち、次のいずれかの官職に就いている職員であること。

① 中国運輸局付

② 中国運輸局総務部付又は自動車技術安全部付

③ 中国運輸局総務部人事課付又は自動車技術安全部技術課付

(2) 令和 7 年 3 月 31 日時点において「満 55 歳以上」であること。

※昭和 45 年 4 月 1 日生まれの職員も含まれる。

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和 7 年 4 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④ 令和 7 年 3 月 31 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 7 年 3 月 31 日から令和 7 年 4 月 1 日まで（募集期間内）に懲戒処分を受けた者

※退職時の俸給月額の前増しの対象は、「勤続 20 年以上」であって、60 歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和 7 年 3 月 31 日（月）午前 10 時から

令和 7 年 4 月 1 日（火）午後 5 時まで （2 日間）

※メールによる提出は令和 7 年 4 月 1 日午後 5 時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和 7 年 3 月 31 日（月）から令和 7 年 4 月 8 日（火）まで

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運

営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、中国運輸局総務部次長、人事課長に電子メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募後5日間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに中国運輸局総務部人事課長に電話にて連絡し、電子メール又は持参で提出すること。

6. 本件に関する問い合わせ・相談先及び提出先

（募集に関する問い合わせ・相談先・提出先）

中国運輸局総務部 次長 ■■■、人事課長 ■■■

電話：

Eメール

令和 6 年 4 月 2 4 日
国 官 人 第 1 3 5 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職を希望する職員の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす職員

(1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。（操縦職を除く）

(2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和 6 年 5 月 3 0 日時点）。

①管制職及び運用職・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）

a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付

b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付

②無線職、検査職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）に限る。）

③その他の職種・・・満 50 歳以上

※ ①及び②について、管理監督職勤務上限年齢による降任等（いわゆる「役降り」）をした職員にあっては、役降りの前日においてそれぞれの条件に該当していること

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 6 年 8 月 1 0 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和 6 年 5 月 2 0 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている職員又は令和 6 年 5 月 2 0 日から令和 6 年 8 月 1 日（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた職員

※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は「勤続 2 0 年以上」であって 6 0 歳に達する日前までに退職する職員

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年5月20日（月）10時から令和6年8月1日（木）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和6年8月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和6年8月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年5月30日（木）から令和6年8月9日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募した職員に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和 6 年 7 月 1 0 日
国 官 人 第 7 1 0 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職を希望する職員の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす職員

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。（操縦職を除く）
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和 6 年 9 月 1 日時点）。
 - ① 管制職及び運用職・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課(官)付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職、検査職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種・・・満 50 歳以上
- ※ ①及び②について、管理監督職勤務上限年齢による降任等（いわゆる「役降り」）をした職員にあっては、役降りの前日においてそれぞれの条件に該当していること

- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和 6 年 1 0 月 1 0 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和 6 年 7 月 1 9 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている職員又は令和 6 年 7 月 1 9 日から令和 6 年 1 0 月 1 日（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた職員
- ※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は「勤続 2 0 年以上」であって 6 0 歳に達する日前までに退職する職員

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年7月19日（金）10時から令和6年10月1日（火）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和6年10月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和6年10月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年9月1日（日）から令和6年10月10日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募した職員に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和 6 年 1 0 月 2 9 日
国 官 人 第 1 3 2 6 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職を希望する職員の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす職員

- (1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。（操縦職を除く）
- (2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和 6 年 12 月 28 日時点）。
 - ① 管制職及び運用職・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）
 - a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課（官）付
 - b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付
 - ② 無線職、検査職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一） 6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）に限る。）
 - ③ その他の職種・・・満 50 歳以上
- ※ ①及び②について、管理監督職勤務上限年齢による降任等（いわゆる「役降り」）をした職員にあっては、役降りの前日においてそれぞれの条件に該当していること
- (3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和 7 年 2 月 8 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和 6 年 11 月 20 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている職員又は令和 6 年 11 月 20 日から令和 7 年 1 月 31 日（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた職員
- ※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は「勤続 20 年以上」であって 60 歳に達する日前までに退職する職員

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年11月20日（水）10時から令和7年1月31日（金）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和7年1月31日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和7年1月31日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年12月28日（土）から令和7年2月8日（土）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募した職員に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和 7 年 2 月 3 日
国官人第 1815 号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職を希望する職員の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす職員

(1) 応募の時点で、航空局、地方航空局（事務所、出張所を含む。）、航空交通管制部及び航空保安大学校に所属している職員であること。（操縦職を除く）

(2) 年齢等は、職種別に以下のとおりであること（年齢は令和 7 年 3 月 13 日時点）。

①管制職及び運用職・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一）6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）かつ俸給の特別調整額の支給区分四種以上に限る。ただし、以下（a～b）の官職に就いている職員については、特別調整額の支給を要件とはしない。）

a. 航空局付、航空局各部付、航空局各課（官）付

b. 地方航空局付、地方航空局各部付、航空交通管制部付

②無線職及び整備職（航空整備士の資格が必要な業務に従事している職員）・・・満 55 歳以上（行政職俸給表（一）6 級以上（又は専門行政職俸給表 4 級以上）に限る。）

③その他の職種・・・満 50 歳以上

※ ①及び②について、管理監督職勤務上限年齢による降任等（いわゆる「役降り」）をした職員にあっては、役降りの前日においてそれぞれの条件に該当していること

(3) 国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 3 項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和 7 年 4 月 13 日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和 7 年 2 月 10 日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている職員又は令和 7 年 2 月 10 日から令和 7 年 4 月 1 日（募集の期間内）までに懲戒処分を受けた職員

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は「勤続 20 年以上」であって 60 歳に達する日前までに退職する職員

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和7年2月10日（月）10時から令和7年4月1日（火）17時まで（約2ヶ月間）

※メールによる提出は令和7年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和7年4月1日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月13日（木）から令和7年4月13日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね4～5日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募した職員に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省航空局総務課職員管理室 課長補佐

電 話：

Eメール：

令和7年1月20日

国官人第1769号

国土交通省における早期退職に係る募集実施要項

国 土 交 通 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

I. 募集①**1. 募集の対象**

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官であること。
- (2) 令和7年4月1日時点で「満55歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和7年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和7年2月28日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年2月28日から令和7年3月14日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額割増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和7年2月28日（金）10時から令和7年3月14日（金）17時まで

（2週間）

※メールによる提出は令和7年3月14日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は令和7年3月14日消印まで有効とする。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課

電 話：

Eメール：

I. 募集②

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、国土交通省に所属している船舶技官のうち、次のいずれかの官職に就いていること。

①海事局付

②海事局検査測度課付

- (2) 令和7年4月1日時点で「満55歳以上」であること。

- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。

①非常勤職員

②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③令和7年4月1日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員

④令和7年3月31日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和7年3月31日から令和7年4月1日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は、「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和7年3月31日（月）10時から令和7年4月1日（火）17時まで

（2日間）

※メールによる提出は令和7年4月1日17時受信分まで有効とする。

※郵送による提出は認めない。

※持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和7年3月31日（月）又は令和7年4月1日（火）

※認定後、退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及びその理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募申請書の受理後、1週間以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課

電 話：

Eメール：

令和6年11月1日

観 総 第298号

観光庁における早期退職に係る募集実施要項

観 光 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

1. 募集の対象

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 応募の時点で、観光庁に所属している職員であること。
- (2) 令和6年4月1日時点で「満50歳以上」であること。
- (3) 国家公務員退職手当法第8条の2第3項各号（下記）に該当しないこと。
 - ① 非常勤職員
 - ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - ③ 令和7年2月7日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
 - ④ 令和6年12月11日（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年12月11日から令和7年1月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

※ 退職時の俸給月額の前増しの対象は「勤続20年以上」であって、60歳に達する日前までに退職する者

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（応募受付期間）

令和6年12月11日（水）10時から令和7年1月31日（金）17時まで

（約1か月半）

- ※ メールによる提出は、令和7年1月31日17時受信分まで有効とする。
- ※ 郵送による提出は、令和7年1月31日消印まで有効とする。
- ※ 持参による提出は、勤務時間内に限り受け付ける。

4. 退職すべき期間

令和6年12月29日（日）から令和7年2月7日（金）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、職員本人にその旨及び理由を明示し、書面による職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

①応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※応募の受付後、概ね45日以内に通知する予定

※不認定になる場合は以下のとおり

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③応募申請書の提出後、応募を取下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）を退職すべき期日の前日までに下記の「7. 本件に関する問い合わせ先」に郵送、メール又は持参で提出すること。

6. その他

国家公務員宿舎を貸与されている職員は、退職の日の翌日から20日以内に宿舎を明け渡す必要があることに留意。

7. 本件に関する問い合わせ先

観光庁総務課調整室

電 話：

E-mail：

保 総 人 第 180 号

令和 6 年 5 月 28 日

海上保安庁各部長

海上保安庁首席監察官

海上保安大学校長 殿

海上保安学校長

各管区海上保安本部長

海上保安庁長官（公印省略）

令和 6 年度（第 1 回）海上保安庁早期退職募集実施要項について

標記について、別添のとおり定めたので管下職員に周知されたい。

令和 6 年度（第 1 回）海上保安庁早期退職募集実施要項

令和 6 年 5 月 28 日

海 上 保 安 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす職員

（1）令和 6 年 5 月 29 日（募集開始日）において、次の①から③までのいずれかに該当すること。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ② 一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受ける 8 級以上の職員
- ③ 一般職給与法の行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受け、かつ、行政職俸給表（一） 8 級に相当する職務の級以上の職員

（2）令和 7 年 4 月 1 日に満 57 歳以上であること。

（3）次の①から④までのいずれかに該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 退職すべき期間の末日までに 60 歳に達する職員（但し、退職すべき期間中に 60 歳に達する職員の応募は可能）
- ④ 令和 6 年 5 月 29 日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 5 月 29 日から令和 6 年 8 月 2 日までに懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 1 ヶ月半）

令和 6 年 5 月 29 日 0 時から令和 6 年 8 月 2 日 24 時まで

（ただし、都合により募集の期間を延長する場合がある。その場合は、直ちにその旨を周知する。）

4 退職すべき期日又は退職すべき期間

（1）令和 6 年 5 月 29 日から令和 6 年 8 月 9 日までの間の指定する日

（認定時、退職すべき期日を定めて別途通知する。）

（2）認定後に生じた事情により、当該期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期間又は期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

（1）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第一）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、上記募集の期間内に、下記受付担当宛に電子メール又は郵送にて提出すること。ただし、郵送にて提出する場合は、下記受付担当宛にその旨を連絡すること。なお、郵送にて提出する場合は、令和 6 年 8 月 2 日の消印までこれを受け付ける。

（2）応募した職員に対しては、応募の受付後、概ね 45 日以内に認定又は不認定の通知書を交付する。

ただし、応募した職員のうち、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（以下「法」という。）第 34 条第 1 項第 6 号に定める幹部職員に対しては、法第 61 条の 4 第 1 項に定める協議終了後（遅くとも退職日の 1 週間前まで）に通知書を交付する。

なお、応募した職員が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があ

る場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書を提出した職員が、応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(別記様式第二)」(以下「取下げ申請書」という。)を退職すべき期日の前日までに(1)記載の提出方法と同様に速やかに提出すること。

6 その他

応募申請書及び取下げ申請書については、本要項とともに本庁総務部人事課イントラネット上に掲載するので、応募等しようとする職員はこれを使用すること。

7 受付担当(本件に関する相談先)

海上保安庁総務部人事課	人事企画官	■	(内線 ■)
	課長補佐	■	(内線 ■)
	課長補佐	■	(内線 ■)

外線電話(海上保安庁総務部人事課直通)

■

電子メール宛先(海上保安庁総務部人事課)

早期退職応募(■)

保 総 人 第 6 9 4 号

令和 6 年 11 月 13 日

海 上 保 安 庁 各 部 長

海上保安庁首席監察官

海 上 保 安 大 学 校 長 殿

海 上 保 安 学 校 長

各管区海上保安本部長

海上保安庁長官（公印省略）

令和 6 年度（第 3 回）海上保安庁早期退職募集実施要項について

標記について、別添のとおり定めたので管下職員に周知されたい。

令和 6 年度（第 3 回）海上保安庁早期退職募集実施要項

令和 6 年 11 月 13 日

海 上 保 安 庁 長 官

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす職員

（１）令和 6 年 11 月 14 日（募集開始日）において、次の①から③までのいずれかに該当すること。

- ① 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員
- ② 一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受ける 8 級以上の職員
- ③ 一般職給与法の行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受け、かつ、行政職俸給表（一） 8 級に相当する職務の級以上の職員

（２）令和 7 年 4 月 1 日に満 57 歳以上であること。

（３）次の①から④までのいずれかに該当しないこと。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 退職すべき期間の末日までに 60 歳に達する職員（但し、退職すべき期間中に 60 歳に達する職員の応募は可能）
- ④ 令和 6 年 11 月 14 日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 6 年 11 月 14 日から令和 6 年 12 月 27 日までに懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約 1 ヶ月半）

令和 6 年 11 月 14 日 0 時から令和 6 年 12 月 27 日 24 時まで

（ただし、都合により募集の期間を延長する場合がある。その場合は、直ちにその旨を周知する。）

4 退職すべき期日又は退職すべき期間

（1）令和 7 年 3 月 11 日から令和 7 年 4 月 20 日までの間の指定する日

（認定時、退職すべき期日を定めて別途通知する。）

（2）認定後に生じた事情により、当該期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期間又は期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

（1）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記様式第一）」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、上記募集の期間内に、下記受付担当宛に電子メール又は郵送にて提出すること。ただし、郵送にて提出する場合は、下記受付担当宛にその旨を連絡すること。

なお、郵送にて提出する場合は、令和 6 年 12 月 27 日の消印までこれを受け付ける。

（2）応募した職員に対しては、令和 7 年 1 月 17 日（予定）までに認定又は不認定の通知書を交付する。

ただし、応募した職員のうち、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（以下「法」という。）第 34 条第 1 項第 6 号に定める幹部職員に対しては、法第 61 条の 4 第 1 項に定める協議終了後（遅くとも退職日の 1 週間前まで）に通知書を交付する。

なお、応募した職員が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があ

る場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(3) 応募申請書を提出した職員が、応募を取り下げる場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(別記様式第二)」(以下「取下げ申請書」という。)を退職すべき期日の前日までに(1)記載の提出方法と同様に速やかに提出すること。

6 その他

応募申請書及び取下げ申請書については、本要項とともに本庁総務部人事課イントラネット上に掲載するので、応募等しようとする職員はこれを使用すること。

7 受付担当(本件に関する相談先)

海上保安庁総務部人事課	人事企画官	■	(内線 ■)
	課長補佐	■	(内線 ■)
	課長補佐	■	(内線 ■)

外線電話(海上保安庁総務部人事課直通)

■

電子メール宛先(海上保安庁総務部人事課)

早期退職応募(■)